



幅広い協働ネットワークでつくる 生活困窮者自立支援制度

2013年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、2015年4月から全国(福祉事務所を設置する自治体)で実施されます。

困窮者に対して早期に寄り添い型の支援をしていくことで、誰もが排除されず、社会とのつながりの中で自立できる支え合いの社会・地域づくりにつなげていくことが必要です。

官民による幅広い協働ネットワークのもと、地域の総合力でよりよい制度にしていきましょう!

